

魅力ある学校づくり

いじめのない学校をめざして



目次

1	いじめの定義・基礎知識～伊勢原市の現状と課題～	P. 2
2	いじめの未然防止	P. 3
3	いじめの早期発見	P. 4
4	いじめへの早期対応	P. 5
5	いじめに関する相談機関	P. 6

趣旨

「いじめ」は子どもたちの健全な成長・発達に大きな影響を及ぼす重大な課題です。また、他人からの行為で心身の苦痛を感じる事は、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものですが、人をいじめるという行為は決して許されないことです。

学校では、すべての教職員が組織的に、未然防止や早期発見、迅速で的確な対応に取り組む必要があります。また、子どもたちが楽しく安心して学校生活を送ることができるよう魅力ある学校づくりに取り組むことも大切です。

このリーフレットは、「いじめ」に対する教職員の正しい理解や指導のあり方についてまとめたものです。

令和元年 11 月
伊勢原市教育委員会

1 いじめの定義・基礎知識～伊勢原市の現状と課題～

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～いじめ防止対策推進法 総則～

- ◆個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要です。
- ◆児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。

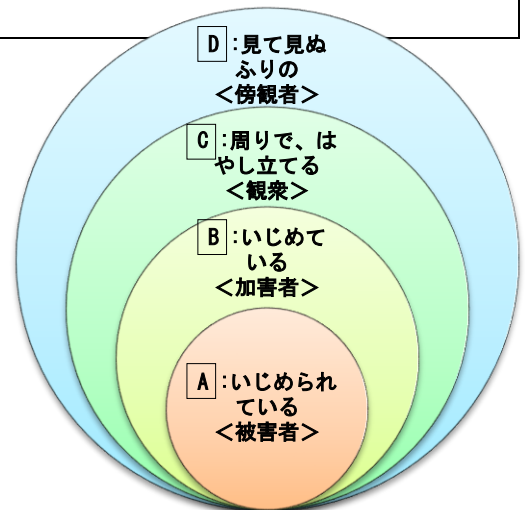
(2) 主ないじめの態様

- ①言葉による脅し・欠点や弱みをとらえて威嚇される、悪口などと言われるなど
- ②冷やかす、からかい・勉強のことや性格のこと等でからかわれるなど
- ③物隠し等・履物や学用品等を隠される、汚されるなど
- ④仲間はずし、集団からの疎外・遊びや話し合いからはずされる、無視されるなど
- ⑤暴力をふるう等・殴られる、蹴られるなど
- ⑥たかり、強要、命令・「おごれ」などと強要される、お金を要求される、物をとられるなど
- ⑦PC、携帯電話等での誹謗・中傷・SNS上への書き込みや画像・動画の加工や流出など

(3) いじめの構造

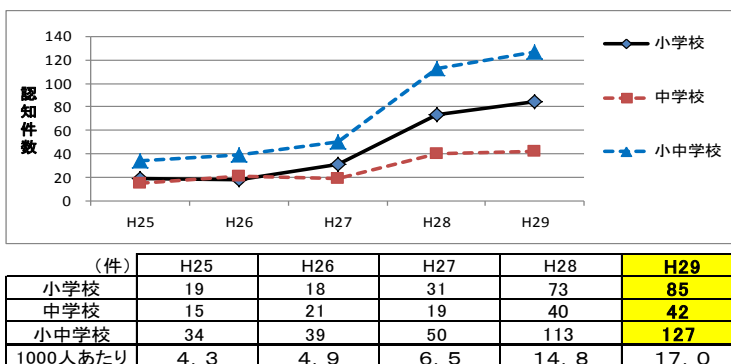
いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはできません。いじめの構造をしっかりと認識しておくことが大切です。

- 【A】：いじめられている子どもは、孤立した状態にじっと耐えていたり、誰とも親しくせず防衛的な態度をとったり、いじめられてもいじめとして認めたくない心理になっています。
- 【B】：いじている子どもは、日常生活に対する不満や不適応感などどうも積んだ感情を持ち合わせていることが多く見受けられます。
- 【C・D】：周りではやし立てる子どもや見て見ぬふりをする子どもは、結果的にはいじめに加わっているのと同じであることを自覚させることが重要です。



(4) 伊勢原市の現状と課題

伊勢原市いじめの認知件数の推移状況



※平成28年度からいじめの認知件数へ変更

いじめ防止対策推進法が施行されて、文部科学省が平成28年3月に『いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし』という見解を示したことで定義に基づいた積極的な認知が進んでいます。態様別では、「冷やかすやからかい等のいやなことを言われる。」が最も多くなっています。スマートフォン等によるSNS上のトラブルなど、把握・指導が難しい状況もあります。

学校では、年間を通じて複数回のアンケート調査を実施するなど、いじめ防止基本方針を踏まえて児童生徒が声を上げやすい雰囲気づくり、いじめが許されないという雰囲気

づくりに努めるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレがあるケースには、できるだけ早い段階で間に入り対応する必要があることや、被害側と学校との間で認識にズレが出ることについても十分留意する必要があります。また、いじめが解消した後も継続的に見守る必要があります。

2 いじめの未然防止

(1) いじめの未然防止に向けて

学校生活全般において、人権尊重を基盤とする教育活動を実践するとともに、教職員自らが率先し、人権を尊重する集団を形成することが、いじめを生じさせない学校づくりにつながります。

○校内における取組

- | | |
|--------------------|----------------------|
| • 学校教育環境の整備 | • 好ましい人間関係づくり |
| • 子どもとの会話や言葉かけ | • 子どもからの訴えに対する誠実な対応 |
| • 子どもの生活実態や心理状況の把握 | • 幅広い生活体験(社会性・豊かな情操) |
| • 人権教育の推進 | • 校内組織体制の確立 |
| • 全教職員で情報の共有 | • 教育相談体制の整備 |
| • 関係機関との連携 | • 落ち着いた学習環境づくり |

そして、個々の教職員が日頃の取組を自己点検しながら、子どもの自己有用感・自尊感情をはぐくみ、コミュニケーション力を向上させ、温かな人間関係を構築することが大切です。

(2) 思い当たることはないですか？

☒ チェックしてみましょう。

- ☐ チャイムが鳴ってから職員室を出て、授業が終わるとすぐに職員室に引きあげる。
- ☐ 教室にゴミが落ちていたり、机が乱れていたりしても、そのまま授業を始める。
- ☐ 具合が悪そうな子どもがいても、声をかけず、そのままにしている。
- ☐ 授業中、私語があったり、授業内容と違うことをしたりしていても注意しない。
- ☐ 名前呼び、苗字呼びの混同、あだ名、呼び捨てなど、子どもによって呼び方が違う。
- ☐ 「どうしてこんなことがわからないのか?」「あなたのせいで、みんなが迷惑している」「前の学校(クラス)は良かった」など、子どもたちを傷つける言葉を発する。
- ☐ 子どもが発言する時、その子どもを見ていなかったり、最後まで聞いていなかったりする。
- ☐ 子どもが発言が途中でつまったり、たどたどしかったりする時に「考えをちゃんとまとめてから言いなさい」と言ったりして、他の子どもを指名する。
- ☐ 発言したことに対して、感想やコメントもせず、すぐに「他にないか?」と別の意見や考えを求める。
- ☐ 指名する子どもが、ほぼ決まっている。
- ☐ 何か言いたそうな子どもがいても、そのまま授業を続ける。
- ☐ 冗談と称して、子どもへのいじりをしている。
- ☐ 間違えたテストの解答等を、おもしろおかしく全体へ伝える。
- ☐ 子どもから相談を持ちかけられても、「忙しいから」とあしらったり、後回しにしたりする。
- ☐ 遅刻や忘れ物をした子どもに、理由も聞かず注意したり、叱ったりする。
- ☐ 特定の子どもに対して、頻繁な注意、叱責を繰り返す。
- ☐ 本人や保護者の承諾もなく、作文や日記の内容を話題にしたり、学級通信などに掲載したりする。
- ☐ 身体的特徴や家庭の状況等、子ども自身の努力ではどうしようもないことについて、冗談や冷やかしの言う。
- ☐ 子どもに「あいさつしよう」と言いながら、自らは率先してあいさつしようとししない。
- ☐ 兄弟姉妹と比較して、褒めたり叱ったりする。
- ☐ 「世の中から差別はなくなるらない」など差別を肯定したり、差別の解消に消極的な発言をしたりする。

◆教職員自らの軽率な言動が、いじめを誘発させたり、助長したりします。また、些細な一つの出来事で、それまで築いてきた信頼関係が崩れてしまうこともあります。子どもたちは、大人を見て、いろいろなことに気づき、様々なことを感じ取っていることを忘れてはなりません。

3 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るという認識を持ち、日頃から子どもたちの行動や生活の様子に目を配るとともに、子どもたちとの信頼関係の構築等に努めることが大切です。また、積極的ないじめの認知に努めることで早期解決へ向けた適切な対応が組織的になされることが重要です。

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、かかわっている子どもが拡大して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも子どもたちのわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くす必要があります。

(2) 早期発見の3つの手立て

①観察

- ・ 普通の授業での子どもの顔色や姿勢、学習態度などは、子どもの理解を深める大切な情報です。休み時間や清掃時間、昼食（給食）時間、部活動（クラブ活動）などは、授業中にはわからない人間関係を垣間見ることができます。こうした場面での言葉遣いや行動・表情・視線・言葉をかけた時の反応を観察します。
- ・ 教科書やノートなどの学用品、身の回りの物、机上の落書きなどにも注視する必要があります。

②教育相談

- ・ 学校における教育相談体制を確立し、保護者に啓発することによって、いじめられている子どもや周りの子どもたちが相談しやすくなり、いじめの早期発見につながります。
- ・ 教育相談は本来、あらゆる教育活動を通して行われるべきものです。例えば、休み時間や清掃時間等に子どもと交わす何気ない会話をきっかけに行う相談活動など、子どもと接するあらゆる機会を教育相談に活かすことができます。

③アンケート

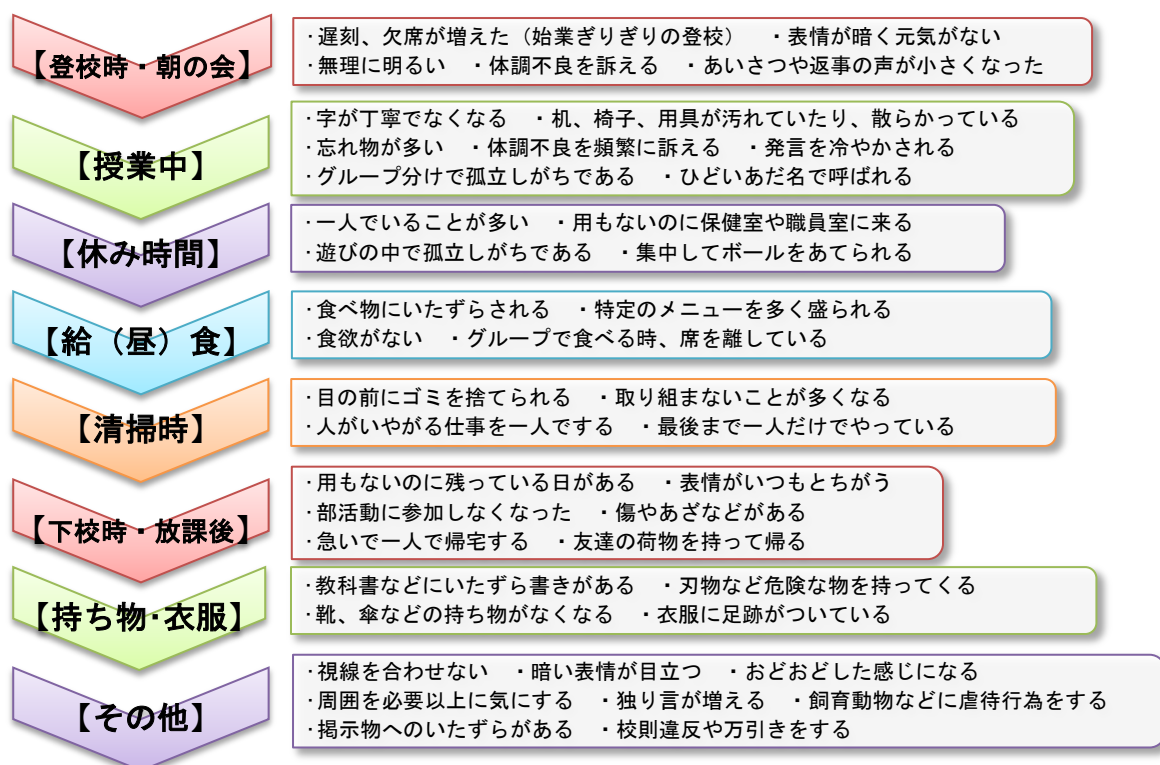
- ・ 観察や教育相談に加え、定期的な学校生活アンケートや教職員がチェックシート等を活用することで、子どもの状態や指導法を客観的に把握することができ、いじめの早期発見につながります。こうしたアンケートやチェックシートの活用を年間計画に位置づけて定期的に行うことによって、子どもへの意識づけにもなります。



(3) 発見チェックリスト

いじめを発見するためには、子どもたちの日常の行動や生活の様子から、ちょっとした変化も見逃さず、特にいじめられている子どものサインを見落としてはいけません。

◆いじめられている子どもの出すサイン



(1) いじめ対応への心構え

危機管理の心構えとして大切にしたい
「さ・し・す・せ・そ」

- | | |
|---|----------------|
| さ | ・ 最悪の事態を想定する |
| し | ・ 慎重に対処する |
| す | ・ 素早く対応する |
| せ | ・ 誠意をもって対応する |
| そ | ・ 組織(チーム)で対応する |

(2) 対応の基本的なポイント

◆情報の収集と整理

- 特定の教職員が抱え込まず、速やかに組織的に情報共有するとともに、学校・保護者・関係機関等の連携の下、協力して対応にあたる。
- 学校いじめ防止対策委員会は、収集した情報を整理し、内容を教職員に周知し、共有する。
- いつもと異なる状態や行動の背景、子ども同士の関係など各方面から情報を収集・整理し、全体像を適切につかむ。

◆子どもからの聞き取り

- 学校いじめ防止対策委員会で協議のうえ、指導開始時期を逸しない。
- かかわりのある子どもからの聞き取りに当たっては、次の点に留意し、慎重に対応する。
 - ・ 個別に聞く。話しやすい場所や時間帯を選ぶ。話しやすい教職員が対応する。
 - ・ 取り調べにならない。(決めつけ、思い込み禁止。善悪や大人の価値観で指導しない。)
 - ・ 適切な方法により速やかに行い、正確な事実の把握に努める。
 - ・ 行為の事実だけでなく、その時の心理状態等、子どもの内面を聞き出す。適切に記録をとる。
- 集団によるいじめのケースでは、いじめている中心人物が表面化しない場合があるので、集団内の子どもの力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して、聞き取りを行う。
- 当該のいじめが重大事態の疑いがある場合には、迅速かつ適切に教育委員会に報告する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる等の場合は速やかに警察と連携する。

◆子どもへの支援・指導

- いじめの構図やその様相の分析から問題点を洗い出し、学級内で対処する問題か、学年で取り組む問題か、学校全体として考え取り組む問題かを検討し、具体的な対応の見通しを立てる。
- いじめている子どもや周りの子どもの心理の把握に努め、慎重な対応と指導を行う。
- 周りの子どもからの情報でいじめがわかった場合、その通報者が被害にあわないように配慮するとともに、傍観者への働きかけを行う。
- いじめにかかわった当事者同士を会わせる機会の設定やそのタイミングは、いじめられていた子どもの心の回復状態や、いじめていた子どもの反省状況、いじめにかかわった子どもの保護者の理解度などを総合的に判断し決定する。

◆保護者への連絡・連携

- いじめられている子どもに関しては、いじめ被害の事実を把握した時点で保護者に連絡を入れる。
- いじめにかかわっている子どもに関しては、ほぼいじめの全体像をつかんだ時点で、保護者に速やかに事実を説明する。(電話は避け、家庭訪問が望ましい)
- いじめられている子どもを守り通すという観点から、状況によっては、緊急避難として別室登校させるなど、保護者と相談しながら弾力的に行う。
- 心の回復状況等、場合によっては、専門機関・関係機関を紹介する。
- 十分な指導にもかかわらず、なお、いじめが一定の限度を超える場合は、いじめている子どもの保護者に理解を求めながら、出席停止の措置や、警察等の協力を得た対応策をとることも視野に入れて指導する。

◆継続支援・指導

- いじめは、単に謝罪等をもって安易に解消している状態と判断せず、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察するとともに継続的な指導・支援に努める。
- 周りの子どもの心にも十分配慮し、改めて、温かい学級づくり・居場所づくりを進める。
- 状況によっては、地域や関係機関の協力を得ながら支援していく。

5 いじめに関する相談機関

伊勢原市

●伊勢原市青少年相談室

＜青少年相談室メール相談＞ young-soudan@isehara-city.jp

＜青少年相談＞ TEL 0463-94-1030

＜ヤングテレホン＞ TEL 0463-96-0800

●伊勢原市教育センター TEL 0463-94-8900（相談専用）

●伊勢原市教育委員会教育指導課 TEL 0463-74-5247（直通）

月～金 9:00～17:00
(年末年始・祝日を除く)

神奈川県

●神奈川県警察少年相談・保護センター

＜ユーステレホンコーナー＞

TEL 045-641-0045

月～金 8:30～17:15

TEL 0120-45-7867（フリーダイヤル）

月～金 8:30～17:15

＜県西方面事務所＞

TEL 0465-32-7358

月～金 8:30～17:15

●神奈川県西部青少年サポート相談室

TEL 0465-35-9527

月～金 10:30～12:00、13:00～16:00

●横浜地方法務局

＜子ども人権110番＞

TEL 0120-007-110

月～金 8:30～17:15

＜人権相談ダイヤル＞

TEL 0570-003-110

月～金 8:30～17:15

●神奈川県立総合教育センター教育相談課（教育相談センター）

＜いじめ110番＞

TEL 0466-81-8111

（24時間 365日）

●神奈川県平塚児童相談所

TEL 0463-73-6888

月～金 8:30～17:15（電話で要予約）

●神奈川県精神保健福祉センター

＜こころの電話相談＞

TEL 0120-821-606（フリーダイヤル）

月～金 9:00～21:00（受付 20:45 まで）

●神奈川県発達障害支援センター（かながわA）

TEL 0465-81-3717

月～金 8:30～17:15

●神奈川県弁護士会（子どもの人権相談窓口）

相談予約 TEL 045-211-7703

月～金 9:30～12:00、13:00～16:30

●社会福祉法人 横浜いのちの電話

TEL 045-335-4343

（24時間 365日）

●社会福祉法人 川崎いのちの電話

TEL 044-733-4343

（24時間 365日）



いじめ・不登校防止啓発資料（I）魅力ある学校づくり「いじめのない学校をめざして」

発行 第2版 平成31年4月

伊勢原市教育委員会教育部教育指導課

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中 348 電話 0463-74-5247